

# かもがわ

迎春



## 脱官僚ということ

坂元和夫

### 日本郵政新社長人事

二〇〇九年一月二三日朝日新聞をはじめとするマスコミは、日本郵政トップに元大蔵省事務次官が起用されたことを驚きと批判を込めて一斉に報じました。自民党政権のもとでは何の不思議もない人事ですが、マニフェストに「脱官僚」を掲げた民主党政権としては如何なものかというのです。

当の元事務次官は、「大蔵省を辞めてからもう一五年経つ。私自身の中では元官僚の意識はないつもりだ」と弁明したと伝えられました。

官僚丸投げ政治からの脱却  
民主党のマニフェストを

見ると、政権構想の五原則の中に「官僚丸投げ政治から政権党が責任を持つ政治家主導の政治へ」という脱官僚を標榜する政策目標がはっきりと掲げられています。

官僚丸投げ政治は、どの立場に立っても好ましくないことは明らかです。しかし、だからと言って逆に官僚を単なる手足にとどめ、その関与を排除して政策を立案し決定し実施していくことも現実の政治システムの中では不可能です。その後、国会での質疑に対する首相答弁の原稿作りを官僚に命じたことも問題とされましたが、「丸投げ」でさえなければ、国会答弁の準備に有能な官僚を利用しない法はありません。要は、政治が主体性を保ちつつ官僚という人的資源をどのように活用するのかということに帰着します。その場合、官僚制の積極的意義と陥りやすい弊害を常に念頭に置いておくことが必要です。

### 官僚制の功罪

社会学・経済学・法学などの分野で偉大な足跡を残したマックス・ウェーバーは、近代官僚制の特徴をつぎのように挙げています。

- (1) 規則による権限配分
- (2) 階級制(ヒエラルヒー)的組織構造
- (3) 文書による職務執行
- (4) 公私の区別
- (5) 行政手段の所有者と使用者の分離
- (6) 職務の専門性
- (7) 名譽職や兼職に代わる本職性
- (8) 貨幣による給与

これらの特徴が伝統による拘束や身分と職務の結合を特徴とする前近代的官僚

制から近代的官僚制を区別するものだとしました。

近代的官僚制は、職務遂行の正確性、能率性、精密性、継続性、客観性に優れていると言われます。その反面、形式主義、秘密主義、責任転嫁、割拠主義(省益尊重)に陥りやすいとされ、この逆機能的行動様式が「官僚主義」とか「官僚的」と呼ばれて、いつの時代にも国民の批判的にされてきましたし、官僚を目的とする民主党政権の政権公約に国民が挙げて共感したのも理由がないことではありません。

### 元官僚・官僚意識の残存

ところで、今回の人事がマスコミの批判を浴びたのは、新社長に選ばれた人が元官僚であることから官僚意識を持っているであろうと疑われたことによりです。そこで、彼は、「辞めてから一五年も経っているから、自分自身の中では元官僚の意識はない」と弁明

したのでしよう。

しかし、民主党が脱官僚を標榜した理由は、官僚のマイナスマ面である形式主義、秘密主義、責任転嫁、割拠主義などの好ましくない体質そのものを嫌ったというよりは、もっと政治的な考慮、つまり、選挙により国民の支持を獲得した政権と党が官僚を指揮支配して政治を主導することを国民に印象づけたかったからだと思います。今回の人事について言えば、彼が元官僚であるとか官僚的体質を残しているかどうかなど本当は大した問題ではないのかも知れません。要は、彼が有能であるかぎり、政権と党が主導的に彼を任命し、彼が政権と党の方針通りに仕事をするであろうことが確かであればそれでよいわけです。マスコミは報道しませんでした。鳩山首相がこの人事を承認する決断をした真の理由はここにあったのではないかと思

## 人材登用の問題

われませう。  
このように言うと、私が民主党政権のこの人事を批判するマスコミに同調するようには思われるかもしれませんが、実は、必ずしもそうではないのです。

今回の人事を人材登用という側面から見た場合、有能な人材が元官僚であるというそれだけの理由で不適格とするのはいかがなものかと思うからです。それは、人的資源の有効利用という国家的観点からも好ましくありません。

確かに、ある職業に長く携わると、良かれ悪しかれ独特の発想や行動様式を知らず知らずのうちに身に付けてしまいます。身近な例では、裁判官(特に刑事裁判官)や検察官を長年勤めて弁護士になった場合、何年経っても、権力的というと語弊がありますが上からの目線というか庶民的でない雰囲気捨てきれない人

が少なからず見受けられます。私のテニス仲間でも、医者とか弁護士とか学校の教師は、ダブルスパートナーとして敬遠される傾向があります。これは、長年の職業生活で上からものを言う習性が身に付いてしまっているからではないかと自戒を込めて感じます。官僚の場合も同じで、官一筋に生きてきて事務次官にまで登り詰めた人が官僚意識＝官僚臭を拭いきれないことが多いであろうことは容易に想像できます。

しかし、だからと言って全ての人がそうとは限りません。裁判官や検察官を長くしていた人でも普通の人の目線で弁護士の仕事をしている人も少なくないし、医者や弁護士や学校の先生でもテニスの組み合わせで嫌われない人も当然います。元官僚でも同じ筈です。「霞ヶ関維新」を書いた若手官僚グループなどは定年まで霞ヶ関にいても官僚臭

はあまり付かないでしょう。例外的にせよそのような真の人材をその人の経歴だけで切り捨てることは良くありません。

問題は、誰がどのような方法でその人の適格性を判断するのかということだと思います。多くの人達の複数評価に基づく場合は適格者が選ばれる確率が高くなるし、一般の納得も受けやすくなります。ところが今回の人事は一人の民主党有力関係による一本釣りだった点に問題がありました。

法曹一元の場合 かつて、子飼いにより職業裁判官を育成する現行制度(キャリアシステム)に代わるものとして、弁護士など他の分野の法律実務経験を結た者の中から裁判官を選ぶ法曹一元導入論が盛んに議論されたことがあります。弁護士会内では、裁判官の給源を弁護士に限るべきだという意見が主流でした。私は、当時からこれ

に違和感があり、弁護士経験があるからといって裁判官適格のある人ばかりではないし、検察官だからといって裁判官適格者がいないわけではない、要は、適格者を適切に選抜する方法なりシステムが肝要なのであって、法曹一元はそのような合理的選抜システムなのだと考えていました。

裁判官の給源を弁護士に限る考え方は弁護士経験至上論とでもいうべきもので、現在でも弁護士任官制度を支えています。単に弁護士経験があるからといって裁判官適格があるとは限りません。弁護士の中から任官希望者を募り裁判所内に送り込むことは、応募者が大勢あってその中から適格者を選抜できるならば、それなりの意義があるでしょう。しかし、現実には応募者は極端に少なく、弁護士任官希望者を無理矢理捜し出して応募を説得しているのが実情です。この

ような数合わせでは、少数の例外的な人を除いて本当の適格者を裁判所に送り込むことが出来ているのかどうか甚だ疑問です。

## おわりに

私は、元弁護士だから良いとか元検察官だから良くない、あるいは元官僚だから官僚主義者だと頭から決めつける考え方に反感を感じます。合理的ではないからです。人事は、その職に誰を充てるのが良いのかということに尽きるので、適格者の選抜の方法こそ大切なのであって、その人の経歴は適格性を推測する一つの材料にすぎません。

私は、今回の日本郵政社長人事を一つの切っ掛けとして、弁護士任官制度に代えて本来の法曹一元制にすべきだという議論が復活すればよいのになあとつい夢みたいなことを考えてしまいました。



## ドイツ反核の旅

尾藤 廣 喜

### 訪問の目的は

昨年一月一九日から二六日まで、ドイツを訪問しました。これは、「原爆症認定近畿訴訟弁護団」の裁判の成果を、日本と同じ敗戦国であるドイツに広めたい、さらに、ドイツの「反核」運動と交流したいという目的で近畿弁護団が企画したものです。

このため、訪問日程の主な企画として、ライプチヒでの行政最高裁判所の裁判官との懇談、ベルリンでの反核法律家協会ドイツ支部(IARANA)との交流会が予定されていました。

### 平和へのあつい想い

ライプチヒは、バッハが、

荘厳で豪華な法廷に一同びっくり。

ライゼロート裁判官は、この法廷で言い渡した自分の判決について紹介されました。その内容は、軍部に属するソフトウェアの技師が、自分の開発するソフトが「イラク戦争」に使われるのであれば、そのような仕事は拒否すると主張したところ、懲戒免職処分を受けたという事案で、その処分の有効性が問題となった事件。

ライゼロート裁判官は、「イラク戦争」が国際法に違反するもので、軍人は、違法な戦争を拒否する権利があり、懲戒免職処分は、憲法に違反して無効であるとの判決を下したとのこと。彼は、核兵器と平和的生存権に関する著作も公表しているとのことで、「国民には、違法な戦争に反対する権利がある」とのあつい想いを繰り返し述べられていたのが印象的でした。



行政最高裁判所の法廷にて(ライゼロート裁判官を囲んで)

### ベルリンでの交流会

二三日には、IARANAドイツ主催のベルリンでの市民交流会が開催され、近畿弁護団の藤原精吾団長が「原爆症集団訴訟の成果と核兵器廃絶の闘い」という講演を、得意のドイツ語で

行い、私たち参加者も、一人一人、「なぜ今核廃絶か」「戦後六〇年以上経った今なお、被爆者に顕れている深刻な被害」「原爆症認定訴訟になぜ取り組むのか」という思いを切々と訴えま



IARANA ドイツのライナーブラウン事務局長と

参加者は、それほど多くはなかったものの、法律家だけでなく、一般の市民も参加しており、広島・長崎のポスターを持参したこと  
もあって、深い感銘を与えたようです。今後のドイツにおける反核運動の発展に期待したいと思えます。

### 敵との対話こそ平和の道

翌二四日は、IARANA ドイツの事務所を訪問し、ライナーブラウン事務局長外二名のスタッフと懇談の

機会を持ちました。

ライナーブラウンさんは、社会学者ですが、多くの人が行動しなければ、プーラのオバマ大統領の演説は、ただのむなししい「言葉」に終わってしまう。来年のニューヨークでのNPT（核不拡散）条約再検討会議がどうなるかが大切。IARANA ドイツは、核兵器が国際法違反であると明確に打出している。アフガニスタンでの戦争にももちろん反対であり、戦争を通じて平和を勝ち取ることは絶対に不可能という立場をとっていると力説されました。

また、先のドイツの選挙結果で、SPDが歴史的敗北をしたのも、「格差と貧困の拡大」の結果であるとして、日本の政治との共通性を強調されたのが印象的でした。IARANA ドイツは、また、ドイツ駐在の米軍基地にも反対しており、ドイツでは、かつて七〇〇あった

基地が、現在では、一〇〇を切る状態になっているとのことでした。

私は、来年のニューヨークでのNPT条約会議に向けて、日本国内ではどんな運動が必要でしょうかと質問しましたが、むしろ皆さんから学ぶことの方が多いといなされ、この前の会議で、日本から一〇〇〇万人の反核署名が集められたことには感動したと言われました。

ライナーブラウンさんは、平和問題についての国際的連帯が大切であると強調され、「友人との対話よりも、敵との連携・対話が必要だ」と話を締めくくられたことが印象的でした。

### 自由なドイツの裁判官

その後、ライナーブラウンさんは、「スケジュールを見るとバイエルン州に行っておられないので、美味しいバイエルンのビールと料理をごちそうします。」とのことで、近くのレストラン



ベルリンではクリスマス市がオープンしていました。

での食事会となりました。なお、若手の弁護士達は、IARANA ドイツの学生スタッフ達との夜の交流会を打ち合わせ、深夜まで、ベルリンの下町で交流を深めたようです。

このように、ドイツでも、「反核」の動きは、市民レベルで大きく広がっています。また、ライゼロート裁判官

に代表されるように、ドイツの裁判官は、組合にも加入し、自分の思想信条をオープンに示すものなど、市民的自由を自己のものとしながら、裁判を担当している点で、日本とは大きく異なっていることを実感しました。ナチス時代の思想弾圧の歴史が、教訓として生かされているのでしょうか。



## 中小企業金融円滑化法

山崎 浩一

### 不況と返済不能の増加

昨年、亀井金融・郵政担当大臣が「返済猶予制度（モラトリアム）」の導入を提唱したことをうけてマスコミでは亀井徳政令などと評し話題になりました。当務所においても、ここ数年の経済不況により、収入が激減し、債務を返済することができなくなった企業や個人の方からの相談は増えています。中には破産や民事再生といった法的手法で清算や更生を目指すしかないケースばかりではなく、債権者である金融機関が返済条件を見直して、収入状況に応じた返済額に減額し、返済期間を長期化（リスケジュールリング）してく

れば倒産せずに存続できるだろうと思われる事例も少なくはありません。

### 何故、銀行が消極的か

しかし、そのような場合であっても、金融機関はなかなか応じてくれずに、強硬に返済を迫ること（貸しはがし）が多いのが実情です。まして、苦境をしのぐための資金の貸付けは殆ど応じてくれません（貸し渋り）。金融機関がこのような対応をとるのは債務者の状況を判断できるだけの能力を持っておらず、融資先の実情を把握するということが困難であることから、融資条件を見直せば本当に確実に返済が受けられると

いう確証が得られず、及び腰になるからでしょう。

また、これは司法の責任であるのですが、金融機関が信用不安のある融資先に資金を融資をすれば、背任として責任追及されるおそれがあることから、金融機関としてリスクを負って返済条件の見直しに応じるより、マニュアルどおりの回収作業を行う方が無難であるという姿勢になるのでしよう。

こうした金融機関の姿勢に不満を感じている中小企業や個人の方がかなり多かったからこそ、亀井大臣が「返済猶予制度（モラトリアム）」をやるぞといったときには喝采が沸き起こったのでしよう。

### 徳政令とは

ところで、徳政令には救済のために借金を国が無理やりに棒引きにさせる制度というイメージがあります。が、現実の徳政令は、徳政

という言葉とは異なり、当時の体制を維持するために、その体制を経済的に崩そうとする力に対抗する社会政策という面が強かったようです。例えば鎌倉幕府の永仁の徳政令が有名ですが、これは鎌倉幕府の存立の基盤をなしていた御家人が所領を売却したり質入れするのを禁止して何とか御家人の崩壊を食い止めようとしたものだといわれています。

### 制度の概要

このように国が金融機関の融資先に対する権利の行使を強制的に制限することは財産権を保障する憲法に違反するのではないかという疑問も生じますが、現実には制定された中小企業金融円滑化法の内容を見ると、全くその心配の必要がないような制度でした。

この法律は、中小企業者や住宅ローンを抱える者から、債務の返済に係る負担の軽減の申込みがあった場合に

は、金融機関は債務者の事業の改善又は再生の可能性、財産や収入に状況を勘案しつつ、できる限り、貸付条件の変更、旧債の借換え等を行うよう努めなければならないと規定されています。

このように条件変更に応じるか否かは金融機関の努力に任せられています。その実効性を担保するものはいくつかあります。この制度が本当に中小企業の事業継続を支え、経済の活性化に寄与できるかは、どこまで金融機関が中小企業や住宅ローン債務者の実情に理解を示し、思い切ったリスケジュールリングをするかにかかっているでしょう。

徳政令が出される時代は必ず当時の国家体制が危機的な状況にあるときです。これに失敗した政権は滅びてきたこと、そして徳政令だけでは経済の安定化は成功しないことは歴史が示しています。



## 「借金問題」

鍛田 則仁

「借金でお悩みの方！借金問題は解決できます！」という朝刊第一面の広告の見出し。どこかの弁護士事務所か司法書士事務所の広告かと思いきや、本文には、「多額の借金を背負い、返済で悩んでいませんか？一人で悩まず、自治体などの相談窓口にご相談ください・相談は、解決への第一歩です。多重債務問題は必ず解決できます。」とあり、広告主は、「政府広報 金融庁」ということでした。その上の新聞本来の大見出しには、「国債残高初の六〇〇兆円台」、「不況追い打ち、一〇年余で倍」の文字が躍っています。

★

個人の借金問題は、自己破産という手段がありますから、どうしようもなくなれば、財産を全部処分して、心機一転、一から出直しということが出来ます。しかし、国の借金問題は、そうはいきません。税収三六・九兆円、新規国債発行五三・五兆円、国債発行残高六〇一兆円という本年度の国の状況は、これらの数字の兆の単位を方に置き換え、数値を一〇倍してみれば、年収三六九万円の家計の経済状態としてイメージできます。家庭と違うところは、年収三六九万円の家庭が生活費が足りないからといって五三五万円借りようと思っても、そもそも

誰も貸してくれないということ、このような悲惨な状態になる前に早期に債務整理するか、自己破産するか、夜逃げということになるのか、いずれにせよ何らかの解決をみているということ、ところが、国の場合は、いやしくも日本国の国債だから、返してもらえないことなど考えられないということ、国債を引き受けて貰え、それ故、国は、返済計画もないまま安直に借りまくることができ、借金は膨れあがる一方ということになっています。

★

日本の国債は、日本国民が九三パーセントを保有し、そのほとんどを、銀行等の民間金融機関、郵便局、保険・年金、簡易保険、政府、日本銀行が保有しています。発行残高が増えるに従って政府、民間の引受余力は失われてきており、他方、日本銀行がどんどん紙幣を印刷して引き受けることになると、経済の実体の裏付けのないお金が大量に出回ることとなって、「円」更には日本に対する信用が失われ、円安と悪性のインフレーションが進行を始めることとなります。そのような事態になれば、大増税と物価高騰は避けられず、今のデフレーション下の不況とは比較にならないほど国民は貧困に陥るシナリオも想定されています。他方、そうは言っても、今の不況を放置していいわけでもありませんから、国のお金の使い方が正に問われているところです。

★

その意味で、現在進行中の「事業仕分け」は、当然の施策とも言えますが、国の進むべき方向性は一向に明らかではありませんし、削り方も中途半端で、結局、場当たりのパフォーマンスになってしまっている印象が拭えません。他方、仕分けにより削られた事業の関係者は、仕分けに激しく反発していますが、こちらの方は、国の財政が危機的な状況にあるという認識が甚だ希薄であるという感があります。限られた税収の中で国がどれだけのことをしなければならぬか、借金をするのであれば、その必要がどれだけあるか、それをどのように返していくのか明確にするというのは、会社に限らず、国の経営についても当然のことではないでしょうか。





## コンビニ問題について (その一)

徳田 敏

小売業界のうち、ここ数年のデパートやスーパーの業績の厳しさに比べて、コンビニチェーン本部の業績は大手のいずれもが純利益を出しており、一見するとコンビニ業界は不況下でも強い業界のように見える。しかし、これはあくまでコンビニチェーン本部の業績であり、コンビニ店舗のほとんどである加盟店の業績が好調であることを示すものではない。コンビニがごく身近な存在とまでなった出店状況に至ったのは、本部が自らの資本で出店を続けてきたからではなく、加盟店という他人資本を用いて出店してきたことによる。デパートやスーパーの多

くは、その経営主体が自らの資本を投じて出店しているため、昨今の経常赤字、店舗数縮小、早期退職勧奨のニュースに現れているように、消費不況の影響をものろに受けている。一方、コンビニは加盟店という他人資本が経営リスクの多くを負っているため、チェーン本部にとって消費不況の影響は間接的である。モノが売れなくてもチェーン本部が儲かる仕組みがあれば、加盟店がモノが売れないリスクをかぶってくれるため、加盟店舗を増やせば本部は業績を維持拡大できる。社団法人日本フランチャイズチェーン協会の統計資料によれば、コンビニ

の店舗数は、平成一〇年一二月の三万一〇六八店から平成二一年一〇月の四万二五五三店へ三七％増加している。また月別の全店舗売上高は四九四億三九〇〇万円から六六七億八二〇〇万円へ三五％増加している。これらの数字を一見すると、この一〇年間で店舗数が増加してきたものの、店舗数の増加率とほぼ同程度に売上高も拡大してきており、コンビニ加盟店の経営は堅調なもののように見える。

しかし、同統計資料にはこのような数字もある(△はマイナスを指す)。既存店売上高前年比、平成一〇年△〇・七％、平成一一年十〇・八％、平成一二年△一・〇％、平成一三年△一・七％、平成一四年△一・八％、平成一五年△二・一％、平成一六年△〇・七％、平成一七年△二・二％、平成一八年△二・四％、平成一九年△一・〇％、平成二〇年十四・五％。これらの数字は、既存店が仮に平成九年に一〇〇万円の売上があったとすると、平成二〇年では九二万八二九四円に減少しているということを経営として示している。平成二〇年はタスポが導入されてたばこ自動販売機の売上が減少し、コンビニが対面でのたばこ販売により、その反射的利益を享受することができた年であり、その前年である平成一九年の既存店売上高は、平成九年を一〇〇万円とすると八七万八七五〇円という状況であった。

これら統計資料からすれば、コンビニの店舗数は拡大の一途をたどってきたが、コンビニ加盟店の売り上げは減少傾向にあるということがいえる。競合店が増えれば、既存店の売上が減少するのが通常であり、コンビニ業界においても例外ではないということである。競争に敗れば、競争の場から退場させられるが、加盟店からすれば生活をかけた事業経営からの退場である。そのことに関する統計資料として、こういう数字もある。

A チェーン、平成二一年上半期、出店四三五、閉店二六六(うち立地移転二〇五、解約閉店六一)。平成二〇年上半期、出店三六六、閉店三〇一(うち立地移転二〇六、解約閉店九五)。平成二〇年下半期、出店八七四、閉店六一〇(うち立地移転四二九、解約閉店一八一)。

B チェーン、平成二〇年度、出店五〇一、閉店四一四(うち置換一三二)。

C チェーン、平成二〇年度、出店二七五、閉店一七四(内訳は不明)。

このように、コンビニ店舗数の増加の裏には、閉店を余儀なくされた店舗も相当な数に上っている。これが、チェーン本部の直営店であれば、本部が投下資本を回収できたかどうかの問題に過ぎないが、コンビニ店舗のほとんどは加盟店であるところに問題がある。コンビニ加盟店契約の多

くにおいては、加盟店の商圈に同一チェーン店舗が出店しないというようなテリトリー権は加盟店に付与されていない。加盟店は別チェーンからの出店という前から飛んでくる弾だけではなく、場合によっては同一商圈への同じチェーン店舗の出店という、味方(と)思っていたところ(から)飛んでくる弾とも戦わなければならない。

このように、報道されるコンビニチェーン本部の業績は、あくまで本部の業績であり、個々の加盟店の業績が好調であることを示すものではない。

さきほど、モノが売れなくても本部が儲かる仕組みがあれば、という話をしたが、その仕組みとして、コンビニで用いられている独自の会計方式が挙げられる。

平成二十二年六月二二日、公正取引委員会が株式会社セブンイレブンジャパンに対して、デイリー商品の見切り販売の関係で、加盟店

との間の優越的地位濫用を理由とする排除命令を出した。この問題の背景は、弁当・惣菜類の価格統制という商品ブランド価値の維持問題ではなく、売れなかったデイリー商品に対してロイヤリティを課される加盟店と、売れなくてもロイヤリティをとってきた本部との利害衝突の問題である。

本部は売れたデイリー商品の仕入原価だけでなく、売れなかったデイリー商品の仕入原価に対してもロイヤリティを課す仕組みでやってきた。ロイヤリティの比率を五〇%と仮定すると、仕入値七〇円、売価一〇〇円のおにぎりを一〇個仕入れて全部売れた場合、加盟店の粗利は三〇〇円となり、ロイヤリティは一五〇円となるため、加盟店の手元には二五〇円が残る。これが八個売れて二個廃棄となった場合、粗利は売上(一〇〇円×八個)―売上原価(七〇円×一〇個)＝一〇〇円となり、ロイヤリティが五〇円、加盟店

に五〇円が残るといのが本来の会計方式である。しかし、売れ残りがたくさん出ても、たとえ一個でも売れたならば、加盟店の収支に関係なく、本部はロイヤリティを取れる仕組みになっている。コンビニ会計での計算方法はこうである。粗利＝売上高―売上原価―廃棄商品の原価・計算式の括弧を外すと、粗利＝売上高―売上原価＋廃棄商品の原価・つまり、本来の粗利に廃棄商品の原価を加えたものが、コンビニ会計上の「粗利」とされている。このコンビニ会計を用いて、一〇個仕入れて八個売れた場合のロイヤリティを計算すると、売上高八〇〇円―売上原価七〇〇円＋廃棄商品の原価二四〇円＝粗利二四〇円となり、ロイヤリティは二二〇円となる。この場合、加盟店は売れなかった廃棄商品の原価一四〇円をロイヤリティを差し引かれた二二〇円の中から負担するため、赤字二〇円となる。

極端な話、一〇個仕入れ

て一個しか売れなくても、売上高一〇〇円―売上原価七〇〇円＋廃棄商品の原価六三〇円＝粗利三〇〇円となり、本部は一五〇円のロイヤリティを収受できる一方、加盟店は粗利一五〇円の中から廃棄商品の原価六三〇円を負担するため、赤字六一五円となる。

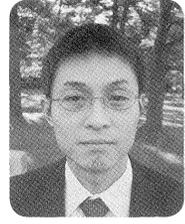
そのため、加盟店側としては、廃棄商品を少なくするために見切り販売を行いたいという利害状況となる。

ここで、コンビニ会計が用いられても、売れば粗利が増えるから、見切り販売を制限する理由がないのではないかという疑問が生じる。その疑問に対しては、見切り販売の価格が仕入値を割らない場合は本部に損はないが、仕入値を割ると本部が取れるロイヤリティが少なくなってしまうという利害状況によって、本部が見切り販売を制限したい理由が説明できる。

先程の例において、仕

入値七〇円を下回る五〇円で見切り販売をして売り切ったらどうなるか。売上(二〇〇円×八個)―売上原価(七〇円×二個)―売上原価(七〇円×二個)＝粗利二〇〇円。その結果、本部のロイヤリティは二〇〇円の五〇%の一〇〇円となり、上記の廃棄処分された場合の一二〇円よりも少なくなってしまう。加盟店の方は、赤字二〇円だったものが、廃棄ロスがないため黒字一〇〇円に劇的に変わる。極端な話、一円で

の見切り販売を行っても、売り切れば、加盟店は赤字二〇円が黒字五一円になる一方、本部は二二〇円のロイヤリティが五一円に減少する。公取委の排除命令の背景には、このような本部と加盟店との間の利害得失関係が存在していた。本部と加盟店とが真の共存共栄を目指すのであれば、見切り販売制限の背景にあるこのロイヤリティ問題を解決していく必要がある。



## 子どもの権利

富増 四季

日々、愛憎入り乱れる事件の処理に追われているからか、街で親子のほのぼのとした様子を見かけると、ほっとした気持ちになります。

二年ほど前、とある離婚事件の依頼者のお母さんとの打合せで、重苦しい雰囲気になったことがあります。その時、思いがけず、隣で遊んでいた二歳くらいのお子さんが、おもちゃのビーズをぶっちゃけてしまいました。当の本人はきょとんとしています。私やお母さんが、わあわあ言いながら拾わされる羽目になったのですが、床を飛び跳ねて転がっていくカラフルな

来の魔法の力まで抑圧されてしまうかのようです。

どうやら、子どもの力とちの愛情を一身に受け止めて増幅し、周りに還元していくような作用にあるようです。ギスギスしがちな現代社会だからこそ余計に、私たちは、自然で素朴な情景に癒され、子どもたちに救われるのでしょうか。

ところで、私たち大人としては、癒されてよかったと安心しているだけではないかもしれません。子どもが、子どもらしくのびのびと成長していくことは、憲法や条約を根拠とするれっきとした権利です。従って、大人たちは、他の必要な施策を犠牲にしても予算を振り分け、子どもの福祉施策を講じていかなければなりません。「しつけ」や「教育」についても、子どもの人格を尊重して慎重に、じっくり取り組むよう義務づけら

れます。

しかも、子どもの権利条約三条は、「子どもに関するすべての措置(については)：裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする。」とします。これは、例えば、治安維持の要請とか、親の権利など、「大人の事情」による法益よりも、子どもの利益により重い比重を置き、優先的に尊重することを義務づける規定です。大人同士の各種法益が衝突する場合のように、対等な比較衡量ではまだ足りないという点なのです。

「子どもは大人よりも大切に」と聞いて、これを恩恵を与えるための努力目標と位置づけるのなら、誰しも当然のことと考えるでしょう。しかし、法規範ともなれば、国の制度や大人

の権利・自由の制約にも関わる問題であり、社会に大きな影響を与えうるものです。世界の優秀な法学者たちも、これを重要な問題として関心を持ち、子どもに優先的地位が認められる根拠や帰結などについて、熱い議論が戦わされています。

昨日、デパートで靴まで脱いでしまっただり込み、めいっばいおねだりをしている女の子を見かけました。私は、これは、条約一二条の意見表明権の一種か？とほっとしました。そして、お母さんには同情しながらも、密かに「いいぞ、もっとやれ！」と応援してしまいました。

こんなささやかな応援だけではなく、一法律家としても、子どもの権利擁護に貢献ができるような一年にしたいと決意を新たにしています。

## かもがわ講座

### 更新料の有効性

が、更新料は賃借権が契約の更新によって賃貸借期間が長期になったことに基づき支払われるべき賃借権設定の対価の追加分であり、二年で賃料二か月分程度の更新料であれば許されるとしました。

昨年、更新料約定の有効性をめぐり無効、有効と結論の異なる大阪高裁判決が出ました。無効判決は、一年ごとに賃料約二か月分の更新料を支払う約定について、更新料には賃料の一時払いの性質はなく、合理的根拠はないばかりか、むしろ賃料が安いという誤った印象を与えるとともに、法定更新の存在から目を逸らさせる面があることから、消費者契約法一〇条に反し、無効であるとしました。

一方、有効判決は、二年ごとに賃料の二か月分の更新料を支払うというケースでした

有効判決でも、無効判決の事例のように、一年で二か月分の賃料に相当する更新料というのでは許されないといえますので、その限りでは矛盾する判決ではないようにも見えますが、両判決は更新料の趣旨に関する理解がまるで違います。

今年、最高裁判所によって最終的な決着が下されるはずですが、最近の判例は法律が予定していなかった新しいタイプの特約を有効とするためには、借主側の契約意思の明確性と特約の経済的合理性を要求しています。そこで貸主・借主双方にとって、更新料を授受することにかかる経済的合理性があるのかという点についての判断が決め手になるように思われます。